○関東地方整備局告示第四百九十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十二月十二日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社湘南建築センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	岩下　善行
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年十二月二日

○関東地方整備局告示第四百九十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十二月十二日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　13

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　ユーディーアイ確認検査株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	栗本　孝二、吉川　栄一、河野　正義、大塚　良一、野村　文雄

(2)　変更年月日　平成二十五年十二月九日

○九州地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十二日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員延長
	後別	
山鹿市南島字西原一二一四番三から同市南島字本村八七五番一まで	前	一一・八〇メートル～二七・〇〇メートル　〇・四三三キロメートル
	後	一二・二〇メートル～三一・六〇メートル　〇・四三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十二日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	山鹿市南島字内曲九五〇番三から同市南島字内曲九五一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月十二日

○九州地方整備局告示第二百十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月十二日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号　九州地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　九州住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山口　勝則
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年十一月二十九日

○北海道開発局告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十二日　北海道開発局長　澤田　和宏

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・四十七号文教通

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　北海道函館市榎本町、滝沢町、見晴町及び高丘町地内　使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十二日　北海道開発局長　澤田　和宏

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　滝川都市計画道路事業三・四・七号鈴蘭通及び三・四・八号蔵前通

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　北海道滝川市栄町二丁目及び栄町三丁目地内　使用の部分　なし